

意見書

特別委員 寺井公子

長寿社会において、働きたいと思う高齢者が、実際に働くことを選択できるような税制を考えることは、会合の重要な目的の1つと考えています。この点から、公的年金等控除と給与所得控除とのバランス、それぞれの制度のあり方について、いっそう検討を進める必要があると考えます。

たとえば現在、公的年金等控除は65歳未満と65歳以上で分けて最低保障額を設定しており、65歳以上に対する最低保障額は給与所得控除の最低保障額よりも高くなっています。

一方で、政府は、高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現を目指して、高年齢者雇用安定法によって、企業に、65歳までを対象とした高年齢者雇用確保措置を義務付けています。2021年改正では、70歳までを対象として就業確保の措置を講ずることが企業の努力義務となりました。

所得税制においても、働きたいと思う高齢者が実際に働くことを選択できるような長寿社会の実現を見据えつつ、

- ・65歳以上の公的年金等控除を給与所得控除よりも高く設定する合理性・必要性はあるのか

- ・働きながら年金を受給する場合、公的年金等控除と給与所得控除の両方を適用する合理性・必要性はあるのか

等について、中長期的な視点から、改めて議論するほうがよいと考えます。

以上